

「三溪園における用途制限緩和に向けた調査等支援業務委託」
契約結果

令和4年度三溪園における用途制限緩和に向けた調査等支援業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託者選定を実施した結果、次のとおり受託候補者を特定しました。

1 件名 三溪園における用途制限緩和に向けた調査等支援業務委託

2 委託内容 国内外からの誘客を強化するとともに、重要文化財等を将来の世代に継承するための資金を確実に獲得していくにあたり、観光施設としての機能強化が必要なため、用途制限の緩和に向けて検討を進めています。用途制限の緩和には、都市計画決定、条例制定等が必要です。これらの手続にあたって、都市計画審議会での審議や国土交通大臣承認、警察協議、地域住民等との協議が必要となり、用途制限の緩和による周囲の住環境への影響の調査や、住環境悪化が想定される場合は防止策を検討した上で、それらの結果を取りまとめ、関係機関（国土交通省、県警等）との協議資料作成や、協議にあたって助言等の支援を受けることを目的とし、次の業務を実施します。

- (1) 業務計画
- (2) 既存の駐車場利用状況等データ分析
- (3) 三溪園周辺の交通量調査等
- (4) 用途制限を緩和した場合の交通量予測
- (5) 交通負荷軽減・分散に向けた方策検討
- (6) 既存建築物の建築基準法の適合状況に関する調査等
- (7) 関係機関との協議資料、報告書等の作成及び業務実施に必要な打合せ等

3 契約の相手方 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 神奈川事務所

4 契約金額 21,978,000円

5 契約日 令和4年7月15日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社オリエンタルコンサルタンツ 神奈川事務所	556	1
日本都市整備株式会社	440	2

7 評価基準・評価委員会開催経過等

○評価基準

別紙参照

○評価委員会の開催経過等

令和4年6月1日にプロポーザル評価委員会においてヒアリングを行い、令和4年6月14日に開催された業者選定委員会において、プロポーザル評価委員会における評価点数が1位であった事業者を受託候補者として特定しました。